

報告書（案）追記・修正等一覧表

資料5

ページ	大項目	中項目	小項目	修正前 (第3回(素案))	修正後 (第4回(案))
1	第4 宿泊税の導入の目的、 使途について	2 浦安市の導入の目的	-	「来訪者が安心・安全に滞在できる受入環境の充実を図る施策」	「住民・来訪者が安心・安全に滞在できる受入環境の充実を図る施策」
2	第4 宿泊税の導入の目的、 使途について	3 宿泊税を活用した使途の 方向性	-	-	柱立てを集約して再整理
3	第4 宿泊税の導入の目的、 使途について	3 宿泊税を活用した使途の 方向性	-	-	【委員からの意見】追記
4	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	-	本検討委員会における検討の結果、以下を宿泊税の課税要件の考え方として適当と考える。	本検討委員会における検討の結果、以下を宿泊税の課税要件の考え方として整理した。
5	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(1) 課税客体・納税義務 者・課税標準	課税客体は、市内に宿泊する全ての宿泊施設を対象とする。 納税義務者は上記施設への宿泊者とし、課税標準は上記施設への宿泊数とする。	先行自治体では、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」「簡易宿所」のほか、「民泊」課税客体としている。また、宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設間で大きな違いはないと考えられるため、公平性の観点から、課税客体は市内に宿泊する全ての宿泊施設を対象とし、納税義務者は上記施設への宿泊者、課税標準は上記施設への宿泊数とすることが適当であると考ええる。
6	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(1) 課税客体・納税義務 者・課税標準	-	【委員からの意見】追記
7	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(2) 税率	税率は、1人1泊につき100円の一率定額制とする。	市が主体的に取り組む観光振興施策として、宿泊税を活用した観光振興や来訪者から生じる行政需要の2つの施策を進めるためには、予算規模や来訪者数のほか、宿泊事業者、宿泊者のアンケート結果を考慮した場合、一人当たりの負担額は、県内同一で一率定額制、250円以下の税率とすることが望ましいと考える。 なお、別途検討を進めている千葉県の実況を考慮すると、一人当たりの市の税率は100円から150円の範囲内が適当と考える。
8	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(2) 税率	-	【委員からの意見】追記
9	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(2) 税率	-	【アンケート回答結果の抜粋】追記
10	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(3) 免税点	免税点は設定しない。(宿泊料金によらず宿泊税を課税)	先行自治体では、東京都、大阪府、金沢市で免税点を設定しているが、宿泊者は宿泊料金によらず一定程度の行政サービスを受けていると考えられること、また、宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点から、免税点は設定しないことが適当であると考ええる。
11	第5 宿泊税の課税要件につ いて	2 浦安市における宿泊税の 課税要件の考え方	(3) 免税点	-	【委員からの意見】追記

ページ	大項目	中項目	小項目	修正前 (第3回(素案))	修正後 (第4回(案))
12 26	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(3) 免税点	-	【アンケート回答結果の抜粋】追記
13 26	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(4) 課税免除	下記の宿泊に対して課税免除とする。 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ・小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者の宿泊	先行自治体では、京都市、俱知安町、長崎市等で修学旅行等に対し、課税免除を設定している。 宿泊事業者のアンケート結果において、修学旅行等の課税免除を設定すべきという意見や本市は、千葉県内でも最も修学旅行等で訪れていること、さらには、宿泊事業者に与える影響が大きいことなどを考慮し、先行自治体が課税免除している外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に加え、小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者の宿泊に対し課税免除することが適当であると考ええる。
14 26	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(4) 課税免除	-	【委員からの意見】追記
15 27	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(4) 課税免除	-	【アンケート回答結果の抜粋】追記
16 27	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(5) 徴収方法・特別徴収義務者・申告期限	徴収方法は、特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収）とし、一括して浦安市へ納入するものとする。 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者、または、宿泊税の徴収について便宜を有する者とする。 申告期限は、各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入するものとする。なお、一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入を可能とする。	全ての先行自治体において、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法により行っており、宿泊施設の経営者、または、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者としている。 宿泊税について、宿泊者から直接徴収することは現実ではないため、先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収）とし、一括（市課税分・県課税分）して納入することが適当であると考ええる。 また、申告期限についても、先行自治体と同様に、各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入（一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入）とすることが適当であると考ええる。
17 27	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(5) 徴収方法・特別徴収義務者・申告期限	-	【委員からの意見】追記
18 27	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(6) 制度の見直し	制度の見直しは、条例施行後5年を目途に検討を行うものとする。	総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外目的税等の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。また、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえると、制度の見直しは、条例施行後5年を目途に検討を行うことが適当であると考ええる。

ページ	大項目	中項目	小項目	修正前 (第3回(素案))	修正後 (第4回(案))
19 28	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(6) 制度の見直し	-	【委員からの意見】追記
20 28	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(7) 特別徴収義務者報奨金及びシステム改修費	特別徴収義務者報奨金は、納期内納入額に対して2.5%とし、導入後の加算措置や上限の設定について今後検討する。 また、導入時においてもスムーズな徴収事務が可能となるようシステム改修への支援方法を検討する。	宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになるため、先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定することが適当であると考える。ただし、先行自治体と同様に、導入後の加算措置や上限の設定について今後検討する必要がある。 また、導入時においてもスムーズな徴収事務が可能となるようシステム改修への支援方法を検討する必要がある。
21 28	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(7) 特別徴収義務者報奨金及びシステム改修費	-	【委員からの意見】追記
22 29	第5 宿泊税の課税要件について	2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(7) 特別徴収義務者報奨金及びシステム改修費	-	【アンケート回答結果の抜粋】追記
23 30	第5 宿泊税の課税要件について	3 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	-	浦安市における宿泊税の課税要件一覧	(8) 課税要件のまとめ
24 30	第5 宿泊税の課税要件について	3 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(8) 課税要件のまとめ	1人1泊につき100円の一律定額制	1人1泊につき一律定額制で100円から150円の範囲内
25 30	第5 宿泊税の課税要件について	3 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	(8) 課税要件のまとめ	納期内納入額に対して2.5%	先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定する。
26 32	第6 検討のおわりに	-	-	-	諮問書の「1 諮問事項」ごとに修正
27 37	参考4 検討経緯	-	-	令和6年10月21日(月) (市役所4階 S5・6会議室)	令和6年11月26日(火) (市役所10階 協働会議室)